

## 清須市行政改革推進委員会設置条例（平成 17 年 7 月 7 日条例第 8 号）

### （設置）

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、清須市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （任務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、清須市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

### （組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

### （会長）

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

### （庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### （委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 清須市行政改革推進委員会の公開等（案）

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 18 年 3 月 29 日告示第 24 号）第 3 条において、附属機関等の会議は、個人に関する情報等を審議する場合を除いては、原則として公開することとされています。

また、附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

このことから、清須市行政改革推進委員会の公開等について、次のとおり定めることとします。

### 1 会議開催の事前公表

○ 会議の開催の日前 7 日までに、清須市ホームページで公表する。

### 2 会議の傍聴

- 認める。
- 傍聴人の定数は 5 人とする。
- 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

### 3 会議録等

- 会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等は、清須市ホームページで公表する。
- 会議録には委員名を含むものとする。
- 会議録の内容について適正を図るため、会長は毎回の会議において、会議録署名委員 2 名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- 会議録の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 開催日時、開催場所
  - (2) 議題
  - (3) 会議資料
  - (4) 公開・非公開の別
  - (5) 傍聴人の数
  - (6) 委員の出欠状況
  - (7) 事務局の出席者
  - (8) 会議の内容
  - (9) 会議録の署名委員
  - (10) その他必要な事項

### 4 その他

○ 報道機関のカメラマン等による写真撮影等のための入室は、頭撮りまでとする。